

臨床社会学の方法

(41) DV防止システムの構築-地域における暴力抑止の体系化

中村 正

1. 暴力をめぐる国会や社会の動向

今回の内容は、暴力の加害者対策の話である。2023年春の国会で審議されている案件に筆者の関心領域に関わる課題が2件ある。DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)の改正と刑法の性犯罪規定の改正である。

DV防止法は衆参両院で可決され、2024年4月1日施行となった。審議の過程で、衆院では14項目の、参院では12項目の附帯決議がつけられた。課題が多いことを意味する。

国会の附帯決議とは、その法律の運用や将来の立法措置により、さらに改善が必要なことについて希望や意見を表明するものである。法的拘束力は有しない。しかし立法府としての意思が示されていることから政府はこれを尊重することが求められる。附帯決議の内容は委員会での審議を踏まえたものとなるため、原則として審議中に議論されなかった事項に関しては決議されることはない。このことから、附帯決議は政治家の関心やその背景にある世論の動向がわかる。

もう一つは刑法の性犯罪規定の改正提案

である。2017年に強姦罪が強制性交等罪に改められ、男性も被害者として対象になったこと等、110年ぶりの刑法の性犯罪規定の改正があった。さらに今回の改正では、強制性交等罪(強制わいせつ罪)が、不同意性交等罪(不同意わいせつ罪)に改称される。2017年の改正で強姦罪が強制性交等罪となったが、今回、「同意のない性交は処罰対象」であるとするさらなる改正が決定された。

これは2017年改正の際、積み残した課題があったことによる。内容は、強制性交等罪が不同意性交等罪へと改められるほか、性交同意年齢が13歳から16歳へと引き上げられるなどがある。「不同意性交罪」への変更では、被害者が「同意しない意思」を表わすことが難しい場合を具体的に示すほか、時効は今より5年延長される。

また、性行為への同意を判断できるとみなす年齢を、現在の13歳以上から16歳以上に引き上げる。同意の有無にかかわらず、16歳未満との性行為は処罰される。しかし若者どうしの恋愛などは除外するため、被害者が、13歳から15歳の場合の処罰の対象は「5歳以上」年上の相手となっている。

また、被害者に不利な要件の改正(暴行・脅迫要件の改正)も含まれている。

この性加害・性犯罪問題は、ときあたかも未成年男子への性加害を繰り返したジャーナイズ問題で揺れていることもあり、若者の関心は高く、正確な理解と情報を伝えたく、講義内容を一部変更して「性加害・性犯罪の社会病理学」として追記をしたくらいだ。この課題も詳しく紹介する機会をもつが、今回のマガジンでは、前者のDV防止法改正について紹介・検討したい。内閣府で開催された第122回「女性に対する暴力に関する専門調査会」(2023年5月23日)において、委員でもあることから意見を述べる機会があったので、この点について詳しく書いておきたい。

2. 2023年国会でのDV防止法改正論議

今次のDV防止法改正は一定の評価を行うことができる内容となっている。改正内容は次のとおりだ。

まずは①保護命令制度の改善である。保護命令とは、被害者への接近禁止命令(身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいの禁止)、同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令(無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信等の禁止)、退去等命令(被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止)である。今次改正は接近禁止命令の発令要件を拡大した。「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大(現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」)したのである。「心身」という表現

になり、身体的暴力だけではなく精神的暴力も対象になる。

さらに、接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長、保護命令違反の厳罰化(1年以下の懲役100万円以下の罰金を2年以下の懲役/200万円以下の罰金)となった。

そして、「協議会の法定化」として「関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化」した。子ども虐待のために設置されている要保護児童地域対策協議会(要対協)と同じような体制をとることを義務づけた。

しかしこの改正は、被害の現実や日本の家族の実態にフィットしているのだろうかと問うこともしてきた。たとえば、保護命令の発令数が一貫して減少している。逆に、相談件数は増えて続けている。その内容は心理的暴力が断然多い。また、相談する相手は友人・家族が多い。さらに、暴力の後、別れなかった男女の方が多く、その理由は、「子どものことを考えて」が第一位であった。こうした被害者の行動実態に即して、被害者救済と加害者対策を組むことになる。

DVの現在について、どんな事態なのかをまとめると、①在宅(逃げられない・逃げたくない)、②精神的暴力が多い、③子どもがいる(虐待防止法との関連づけ)、④面前DV、⑤相談しない・できない・したくない(件数多い)、⑥加害者対応なし、⑦保護命令発出数減少、⑧男性(青少年)の被害対応の必要性(男性間暴力も含む)であるとなる。これがDV問題の現在といえる。

こうした事態において、制度は、配偶者暴力相談センターへの被害相談、保護命令の発令、シェルターや保護施設への避難とい

う過程を想定している。これは「理想とする被害者行動」である。あくまでもこれは最終的な防止網である。もちろん、積極的に脱暴力にむかう介入と支援としての加害者対策は公的に存在していない。被害者だけが可視化されている。

3. 加害行為と加害者への対策の視点

そこで、加害者対策、広く脱暴力のための体系的な指針を構築し、そのなかに加害者プログラムなどの実施を組み込んだ公衆衛生的な理念の構築がまずは課題となる。これをゼロ次防止・一次防止・二次防止・三次防止の体系化として考えて提案した(図1)。

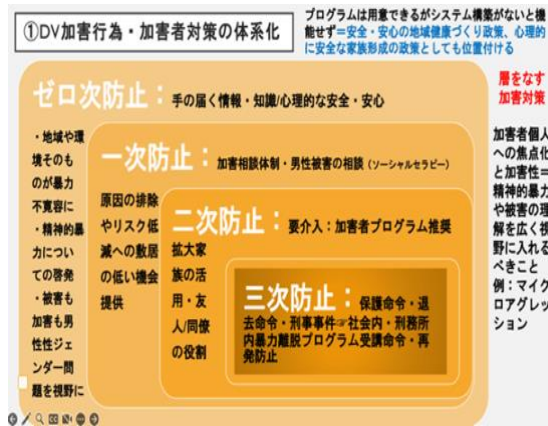


図1 加害行為・加害者対策の体系化モデル

なかでも精神的暴力を保護命令の対象にしたということは、かなり広い範囲のコントロール行動が対象になることを意味する。DV 加害行為がさらに広く捕捉されていくことになる。心身を傷つける行動なので精神的な暴力としてのコントロール行動それ自体は保護命令の対象とはならないが暴力連続体論からすれば防止すべき対象となる。とりわけ地域社会という環境への意識啓発

や市民社会の良識ある隣人として暴力を見聞きした場合の態度が市民に問われることになる。友人・知人、家族、同僚、隣人としての暴力への態度も社会問題化していく際には重要となる。一般的な社会啓発ではなく、多層的な対象設定をすべきだろう。

そうすると、ゼロ次防止の体系が要請される。そこに続いて第一防止として男性相談体制の構築がどうしても必要となる。男性の悩み相談のメインのテーマの一つに加害相談を位置付けるべきである。主なテーマは、男性相談体制整備を軸として暴力から離脱するシステムを構築することである。

背景にあることは、加害者更生相談も含む男性相談は多様な主訴を含んでいる点である。沈黙させられがちな男性被害者の背後にあるジェンダー作用や家族システムが視野に入る。また、自分も被害者だという加害者も含む男性相談となる。被害が加害に展開していく過程に男性性ジェンダー作用があり、その悪循環を断つ役割もある。男なら暴力に耐えろという男性性ジェンダー作用である。愛の鞭というわけだ。

この点を考慮すると、男性問題相談はこれまでの被害者相談の理論だけでは通用しない面があるので、独自の暴力発現の「機微と機制」を踏まえた研修と実践が必要となる。

そして、加害者の更生と被害者支援を地域社会において実現させるには、要保護児童対策地域協議会と DV 対策地域協議会の連携は当然のこととして、それ以外にも、現行の男性相談体制の機能再編、加害者プログラムに関する組織や団体との連携、ソーシャルワークをとおした多機関連携の実現、オンラインも活用した加害者への脱暴力の

伴走などの組織行動を可能にするシステム構築が必要である。

そして加害者プログラムが単体で脱暴力を可能にするわけではないことの理解も大切となる。問題解決の手段、支配とコントロールの手段としての暴力をゼロにする、安全・安心の地域社会形成の一環として暴力対策を練る必要がある。

4. 精神的暴力と加害行為・加害者対策

「モラルハラスメント」という言葉で精神的暴力を自覚する男性は多くなってきた。しかし、被害性や被害者理解は弱い。さらに被害者や家族全体の心理的健康や安全に配慮すること、自らの日常行動への落とし込みはできていない。暴力の定義を広げたので、精神的暴力からの離脱にはさらに時間がかかるし、ひとりではできない課題となる。特に、「ケアレスマン（セルフケアでさえも十分ではない）」とも言われる男性は、心身への暴力の傷について理解する概念・思考が育まれていないこと、さらに保護命令以前の状態であることも多く、また、同居継続や、別居しながら子育てに関与する男性が多いこともあり、地域社会での加害者プログラム実施には人材と財政とシステム構築が必要不可欠である。

虐待であれDVであれ、グループワークに参加している男性の経験からすると精神的暴力は子どもにも悪影響となることの啓発は更生への動機づけとなる。虐待とDVのからんだ事案において脱暴力へのケースワークが機能するようなシステム作りにまず着手すべき点である。暴力の連鎖の切断にもなる。

精神的暴力の理解においては、単に身体的暴力だけではないことというだけではなく、次のような諸点を踏まえて把握すべきだと考える。つまり精神的・心理的暴力と身体的暴力の交差の理解である。

その際に、①暴力の文化があること（体罰など）、②何を精神的暴力とするかについての概念や文脈が必要で、それは認知的（認知的）不正義の克服となるべきこと、③関係コントロール型暴力（地位や関係性の利用）という把握を基礎にすべきことが焦点となる。

地位や関係性に基づくコントロール型暴力という点では、加害と被害の二分法ではなくグラデーションがあることを理解する。そして関係性を基礎単位にして介入と支援のシステムを構築することになる。

また、ライフステージの諸相において暴力はある。親密な関係性では葛藤も大きく、暴力が誘発されやすい。その加害者個人に焦点を当てることは第三次防止となるが、加害行為が発現する場所である親密な関係性を次のように切り出していくアプローチとなる。一方で、臨床性や相談の組み立ては個人である。幼少期・学童期・思春期・青年期・脱青年期・前成人期・中期成人期・後期成人期・前期高齢期・後期高齢期などの分類は伝統的なライフサイクル上の課題に即応する個人の発達段階であり、そこに暴力がある場合は年齢や発達の視点を加味することになる。

他方、虐待やDVは関係性を視野に入れる。たとえば、初期親子関係期、中期親子関係期、学齢期友人関係、思春期・青年期友人関係、定年前後家族関係期、離別と再統合期などである。こうした相互作用の場とし

ての関係性を視野にいった相談、介入そして支援となる。関係性と相互作用が基本にあり、諸個人の行動が構築される。そして、この関係性と相互作用において男性性ジェンダーは大きな機能をもつので、その男性性ジェンダーに起因する暴力をはじめとした何らかの不全について、関係性に分け入っていく。第1次防止の核にあるのはこうした男性性ジェンダーに由来する困りごとに対応する男性相談の機会提供である。特に精神的暴力を振るい悩む男性は数多く、相談の機会を開くと来談する。

5. 衆議院附帯決議への加害者対策からの意見

両院附帯決議のそれぞれに以下のような見地を提示しつつ、詳細に説明する資料を提出した。以下、衆議院の附帯決議に即して加害対応の見地からのコメントを紹介しておく。下線を付した部分が附帯決議の各項目であり、その後コメントを記している。

1) 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含める改正は、加害者が自己への従属を強いるために生命・身体・自由等に対する脅迫を用いることに着目したものであることを踏まえ、発令要件の対象となる精神的暴力等が限定されることのないよう、その趣旨を周知徹底し、運用に万全を期すこと。

精神的暴力を加害者プログラムの対象としてどのように組み込むべきなのかについて検討することになる。わかりにくい精神的暴力もある。とくに保護命令にまでいたらない段階での暴力が多い。非対称な関係

性や地位を利用した暴力の特性について、例えば、イギリスの Coercive Control (孤立させる、辱める、罵る、時間を統制するなど) 論での DV 定義において例示されているような具体例をもとに、制限的に、狭く定義しないことが重要である。

2) 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含めることとした一方、退去等命令の発令要件には含めないことにより、精神的暴力等が身体的暴力に比べて重大な被害をもたらさないものであるという誤解を与えることのないよう、その正確な趣旨の周知を徹底すること。併せて、退去等命令の発令要件について、精神的暴力等へ対象を拡大することを含めた見直しを検討すること。

マインドコントロール、マイクロアグレッション、グルーミング、ガスライティング、ストックホルム症候群、モラルハラスメントなどとして精神的暴力を説明する概念が豊富になっている。身体的暴力を正当化する機能、被害者非難、無価値化も含んでおり、危険な概念として作用するおそれもあるので、適切な意味理解のために社会啓発をすべきである。家庭内における心理的安全をとおした健康の確保という意味もあり、アタッチメントの歪み、多様な境界侵犯も含めて生起する。精神的心理的コントロールについて、相談員や警察への研修課題への反映や事例にもとづく社会啓発を繰り返していくことになる。子どもの人間観形成にも否定的に影響する。

3) 被害者本人による保護命令の申立てが困難な場合についての必要な支援を検討すること。

異性カップルの男性が被害者となる場合の困難もある。同性カップルの場合の被害

男性もいる。男性被害者の場合、保護命令申請まで至ることは至難であるし、そもそも相談に至らないことが多い。生きづらさを対象にした男性相談体制はあるが、さらに焦点を定めた相談体制の構築が必要である。これは男性の性被害相談、パワーハラスメント被害相談、体罰を受けていることの相談など、何らかの被暴力相談の必要性とも通底する課題である。

また、男性性ジェンダー作用が援助要請を困難にする。女性被害者をもとにして蓄積されてきた相談理論では通用しない面もあり、事例をもとにした調査研究が必要である。当面、暴力被害についての男性相談体制を構築すべきである。夜間相談、オンライン相談も効果がある。

4) 保護命令の申立てから発令までの平均審理期間は約十二日となっており、その期間の長さから被害者が保護命令の申立てをちゅうちょすることのないよう、被害者の保護を最優先にした必要な対応を講ずること。

さしあたり別居を選択しながら関係を維持し(離婚を選択せず)、加害者プログラムに通う男性がかなり存在している。プログラム実施者は、被害者の安全を確保する努力を加害者に要請しながらプログラムを運営することになる。冒頭に紹介したような保護命令の申し立てのちゅうちょの背景は複雑である。発出までの時間短縮とともに、保護命令期間中はもとより、発出前後における被害者の安全確保のための制度としても加害者プログラム実施が必要となる。

5) 被害者が配偶者からの暴力(DV)を受けた場合に、加害者から逃げることを前提としている

ことが、DVの被害を更に深刻化・長期化させている場合があることに鑑み、被害者とその子が引き続き同じ住居に居住できるよう必要な対応を検討すること。

加害者が自ら住居を移すプログラム参加者が多い。たとえば、加害男性が実家で生活をする、マンスリールームで暮らすなどの選択が多い。さらにその間、加害男性自らの拡大家族が活用されていることもある。拡大家族による暴力抑制は、家父長制による抑止という面もあるが、短期的には奏功してする。子どもがいる場合、直接の虐待がなくとも悪影響はあるので、加害男性が家を出る機能が選択される事案が多い。加害者の拡大家族の活用による暴力抑制について、子ども虐待と重なる場合は児童相談所の指導という事案もある。

6) 保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。

男性の同性カップルが暴力加害を主訴に相談にくることがある。彼はDV加害男性問題相談の枠のなかでたどり着く。男性性ジェンダー力動の把握が必要なので、加害者相談員の研修課題にしている。公的な配偶者暴力相談においては男女間暴力を前提にした被害者支援と加害者更生の枠になっていることが主流である。LGBTQの当事者団体と連携しつつ男性相談は被害と加害の双方に対応することも必要だろう。

7) DVの防止に資するため、DVを受けている者を発見した者がその旨を通報する努力義務につ

いて十分に周知すること。

暴力に不寛容になる市民社会の意識と行動を高め、通報を可能にすることが前提である。特に多くの家庭で散見される精神的暴力は日常的だともいえ、それを軽視せずに、かつ的確に見極める力のある地域社会にするには、ハラスメント、体罰、いじめなどあらゆる暴力に敏感であるべきだ。精神的暴力が日常に存在している場合、暴力離脱について、友人・同僚・隣人としての役割が大きくなる。良識ある友人として適切にアドバイスできるように、特に精神的心理的暴力についても理解を促し、相談制度につなげていくことのできる力を身につける社会啓発を学校教育、家庭教育、社会教育のあらゆる場面ですべきだろう。

8) 被害者の権利擁護及び被害者の子に対する支援について更なる取組の強化に努めること。

9) 被害者からの行政機関への苦情に関する適切な対応について周知徹底を図ること。

10) 保護命令の申し立てに関する手続きのIT化に向け、被害者の負担軽減を含め必要な対応を推進すること。

*これらの諸項目には加害者対策としてのコメントが間に合っていない。

11) DVの被害を受けた女性の約四割、男性の約六割は誰にも相談しなかったとの調査結果も踏まえ、被害者が女性の場合のみならず、被害者が男性の場合や同性カップル間の暴力も含め、DV被害者が相談しやすい体制を整備すること。

現在、男性性ジェンダー問題の視点を踏まえた男性相談体制を実施している自治体がある。男性性ジェンダー作用は男性が援助要請行動をしにくいように作用すること

があり、男性の被害相談は敷居が高い。被害体験(被虐待体験)は不可視化され、潜在化され、男らしさを強調する克己の契機としても意味づけられることも多く、さらに加害へと転じていく回路もあることへの理解が不可欠である。いきなり専門的な部署へと相談はしないので、まずは身近に相談できる友人・同僚・隣人の暴力への理解を促進することとする。相談者の心理的安全を確保する研修・啓発を実施する。男性相談体制の機能強化と再編が求められる。アウトリーチやコミュニティ・企業・組織に働きかけるソーシャルセラピー、ソーシャルワーク的な相談を強化すべきである。

12) 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援等を担う婦人相談員の適正な配置や専門職としての位置付け等、公的相談窓口の体制を強化すること。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間支援団体への財政支援の一層の充実を含めた更なる支援の実施について検討すること。

女性相談の専門性の資質向上のためにも、被害者相談員は加害者プログラムの内容を理解する必要がある。被害者支援の一環としての位置づけのもとにあることへの理解はもとより、被害者が過剰な期待を加害者プログラムにもつことのないようにするためにも被害者支援相談と加害者更生は連携しあう必要がある。

また、加害者プログラムに携わる相談員が、被害者支援団体での研修を行うなどの工夫をすでに行っている。

13) DVの被害が被害者本人のみならず、その成年の子にも及ぶ事案等に対しては、親族等への接

近禁止命令により保護が可能なことについて、一層の周知徹底に努めること。

暴力から離脱のための取り組み全般にかかわり、述べてきたように加害者の拡大家族と友人・同僚は重要な社会資源となる。脱暴力のためのエコマップに組み込むことが可能である。この項目は被害者についての記述なので、加害者の拡大家族、友人・同僚は、暴力離脱に果たす役割があることや、場合によっては被害者の拡大家族や友人も暴力離脱に役立つ事例もある。また、保護命令にまで至らない事案では、成年の子による、「娘命令・息子命令」で加害者プログラムに参加する人が少なからず存在している。保護命令以前の加害者の行動特性を理解するという複眼的な視点が必要である。

14) DVと児童虐待が同一家庭内で同時に発生している実態及びDVが子供の成長や心理に与える影響について情報を収集し、その知見を踏まえた研修を関係機関の職員に対して行うこと。

主たる虐待親が父親である場合、母子への支援が子どもの成長には必要となる。DVがなくても母親にとっては親子分離そのものが暴力性をもつ。子どもだけが分離され、場合によっては母親もコントロールされており、何もできない無力感をもつことがある。子どもの発達のためにも母子の家族再統合実践、男性からの脱コントロール化をすすめること、父親を住んでいるところから実家など別のところに離すこともありうる。被害者が逃げなくてもよいようにし、母子関係の回復を図ることもDV加害者対策や子ども虐待による分離後の成長保障となる事案がある。特に男親対策プログラムとDV加害者プログラムを交差させると役立つ事案がある。

15) 国が定める基本方針及び都道府県が定める都道府県基本計画の改正に当たっては、加害者プログラムや子供に対するDV防止のための教育について記載するよう努めること。

これについては立命館大学人間科学研究所臨床社会学プロジェクトが自治体と協力してすでに取り組んでいるところである。以下のスライドで紹介した。下図の2と3を参照のこと。

6. DV グループワークに参加する男性たちと重ねて

DV グループワークでは男性性ジェンダーに由来する暴力の理解を主に、家族システムの特性を強調している。最近の特徴は、最初に掲げた日本の事情を踏まえるべきことを痛感する。それは、保護命令の少なさ、精神的暴力の相談が多いこと、離婚せずに家族システムを維持しつつ解決を図ること、子どもへの配慮、女性の経済的脆弱性、加害者対策が欠落していることなどである。こうしたことも踏まえて、公的な保護命令ではなく、妻命令、娘命令、息子命令があり、加害者プログラムに参加してくる。このなかでは、とりわけ子どもへの影響も指摘し、責任を取るべきことを強調するとグループワークでの参加が持続することが多い。

そして、逃げない被害者も存在している。この場合は、離婚にまで至らないが、男性が別居する。いつまでという約束もできずに二重生活が続く。その期間に加害者プログラムがあると有益だ。

さらに特徴がある。暴力加害の相談にやってくる男性たちには暴力の連鎖がほとんどある。そこで、自らの世代で断ち切る責

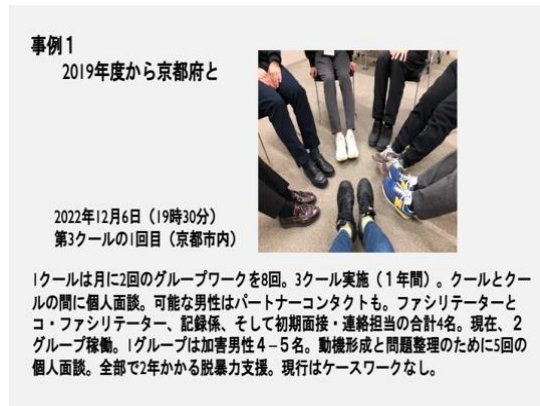
任を強調するとささる。

こうしてDV防止法の20年を超える経験から、第1次防止としての男性相談体制をとれば変化したいと思う男性は必ずやってくる。そこに作用しているのは、ゼロ次防止としての地域社会の力である。変化を指示する同僚、友人・知人、家族、隣人の存在がかなり大きい。脱暴力に向かうことを希望する男性は確実に増えている。被害者支援が強化されればされるほど、加害者対策が要請される。そのために男性相談をとおして第1次と第2次の防止のシステムが開発され、接続されるべきである。それを窓口にして、男性相談と脱暴力グループワークへの参加の推奨できる。

筆者らの取り組みである京都グループワークはこの連載でも特徴を紹介したようにゼミナール方式である。ボトムアップでエピソードを語りながら抽象的な加害と自己を語る語彙を豊かにしていく。

なかでも「関係の非対称性」について気づいていくことを重視している。これは被害者理解の基礎になる。こうして、男性相談体制を軸として暴力から離脱するシステム構築をめざして防止の体系を編成していくことを提案してきた。加害者更生相談の理論化もできる。男性相談は多様な主訴を含むからである。先述したように、沈黙させられがちな男性被害者の背後にあるジェンダー作用や家族システム、自分も被害者だという加害者も含む。加害者プログラムだけが単体であるのではなく、いずれは脱暴力にむけて伴走できるケースワーク機能も構築しながら、ゼロ次から第3次まで体系化された暴力からの離脱システムを展望したい。すでに京都と大阪での経験がある

ので、これを汎化したい。



* これは京都府の委託で立命館大学人間科学研究科臨床社会学プロジェクトが実施しているグループワークの様子である。

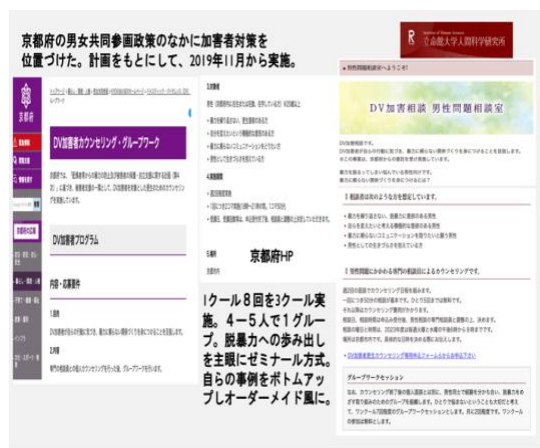


図2 左側は京都府のHP。右側はそこにリンクしてある連携先の立命館大学人間科学研究科臨床社会学プロジェクトのHPである。

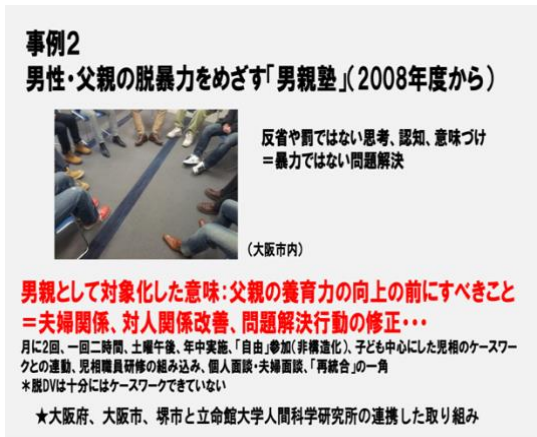


図3 大阪で実施している虐待する父親へのグループワーク「男親塾」の様子

立命館大学

中村正 (社会病理学・臨床社会学)

2023年5月30日受理